

2020年3月
北海道電力株式会社

**「太陽光発電設備設置にともなう系統連系および電力購入に関する契約要綱」
の変更について**

弊社はこれまで、発電、送配電、小売電気事業を一貫体制で運営してまいりましたが、2015年6月の電気事業法の改正により、2020年4月1日に発電、小売電気事業を担う事業持株会社「北海道電力株式会社」のもと、送配電事業を担う「北海道電力ネットワーク株式会社」（以下「ほくでんネットワーク」といいます。）を分社化いたします。

これに伴い、2020年4月1日以降、「太陽光発電設備設置にともなう系統連系および電力購入に関する契約要綱」（2019年6月27日実施）（以下「契約要綱」といいます。）を、下記のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。

記

主な変更概要は以下のとおりです。

- ・電気工作物等の接続、その他送配電に関する事項については、託送供給等約款（以下、「託送約款」という）に基づきほくでんネットワークが実施するため、要綱の規定から削除。
- ・送配電に関する事項を削除したことに合わせて、要綱の名称を「太陽光発電設備設置にともなう系統連系および電力購入に関する契約要綱」から「太陽光発電設備からの電力受給に関する契約要綱」へ変更。
- ・発電者が、託送約款に基づく発電量調整供給契約における発電者として、当社に電力を供給し、当社がこれを受電する場合の契約に本要綱を適用する旨を規定。
- ・当社がほくでんネットワークから発電者との電力受給に伴う工事費負担金等の請求を受けた場合は、請求を受けた金額に相当する金額を発電者から申し受けることを規定。

以 上